

○ 長崎県発注の港湾・漁港等の海上工事にかかる制限付き一般競争入札 の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船の取り扱い要領

最終改正 平成20年10月15日 20建企第474号

(目的)

1. 長崎県では離島や半島が数多く、多くの港湾漁港は外洋に面しており、海上工事では厳しい気象海象条件の中で機動的な作業を求められる。

海上工事は専門工事であり、海上工事業者は安全な施工や確実な品質確保のため海上工事に関する高度な技術力、施工能力及び作業船知識が求められる。

このため、長崎県が発注する港湾・漁港等の海上工事の制限付き一般競争入札においては、一定の条件を備えた作業船（以下「一定の作業船」という。）を保有することを参加資格の一つとすることとし、その資格の取り扱いについて、本要領を定める。

(定義)

2. 用語の定義

(1) 海上工事

海上工事とは、工事の大部分又は重要な部分の作業を海上の作業船を使用して行う工事、工事の施工管理上から海上工事として施工することが適当と考えられる工事をいう。

(2) 保有資格確認日

入札参加希望者が、一定の作業船を保有していることを確認する特定日を「保有資格確認日」とし、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第20条に規定する入札参加資格にかかる書類の提出期限の日をいう。

(3) 作業船

本要領では、海上工事に関する技術力や施工能力等を有する施工業者が一般的に保有する作業船であって、別表1の「作業船の種類」のいずれかに該当するものを「作業船」という。

(4) 保有

次のいずれかを満たすことをもって、入札参加資格要件としての作業船の「保有」とする。

イ. 自社保有

入札参加希望者が、作業船の所有権を直接有し専用的に使用できる状態で、保有資格確認日の三月以上前から登記簿に登記されている場合、若しくは契約書、海上保険証券等によりその所有権を証することができる場合をいう。

ロ. リース保有（いわゆる傭船契約を含む。以下同じ。）

入札参加希望者が、作業船の所有権を有するものから賃貸契約により作業船を借り受け、専用的に使用できる状態で、保有資格確認日及びその三月前の日を含む2年以上連続した契約が結ばれている場合をいう。

但し、従前の契約の変更又は更新で、契約期間が連続している場合は、従前の契約期間に、保有資格確認日の三月前の日を含むと見なす。

ハ. 出資会社保有

入札参加希望者が、資本を50%以上出資した会社が作業船の所有権を直接有し、入札参加希望者が当該作業船を専用的に使用できる状態で、保有資格確認日の三月前の日において、入札参加希望者が50%以上を出資するとともに、出資した会社が当該作業船を登記簿に登記している場合、若しくは契約書、海上保険証券等によりその所有権を証することができる場合をいう。

(一定の作業船の保有)

3. 以下の（1）～（3）の全ての条件をもって、入札参加資格としての備えるべき一定の作業船の条件とする。

(1) 隻数

イ. 自社保有の場合は、所有権を直接有する作業船が1隻以上であること。

ロ. リース保有の場合は、所有権を有するものから賃貸契約により借り受けた作業船が1隻以上であること。

ハ． 出資会社保有の場合は、出資した会社が所有権を直接有する作業船の隻数に出資割合を乗じたものが1隻以上であること。

(2) 稼働状態の確認

作業船が稼働できる状態にあることを確認するため、別表3の法定等検査合格証を取得していること。

但し、法定検査合格証の取得を要しない浚渫船にあっては、別表2の当該浚渫船の曳航時曳船を保有していることを、別表4の証書によって確認することで、法定等検査合格証を取得していると見なす。

(3) その他

当該作業船を県内に保有し、それにかかる固定資産税が長崎県内の何れかの市町村に納付されていること。なお、県外に主たる営業所を有する者はこの限りではない。

(作業船の保有の確認)

4. 制限付き一般競争入札による海上工事の入札において、入札参加資格条件の確認を速やかに行うために、長崎県は、各入札公告に関わりなく事前に保有資格を確認した上で、有効期間等を定めた、長崎県発注港湾漁港等海上工事に係る一定の条件を備えた作業船保有の確認証（以下「作業船保有確認証」という。）を交付し、作業船保有確認証の有効期間等の確認をもって、入札資格の確認を行う。

5. 作業船保有確認証の交付を希望する者は、次の書類をもって交付申請を行う。なお、提出書類を写して提出する場合は、交付を希望する者がその原本証明をすること。

(1) 共通書類

イ． 一定の条件を備えた作業船の保有の確認証交付申請書（以下「作業船保有確認証申請書」という。）

ロ． 当該作業船にかかる登記簿謄本、若しくはその所有権を証する契約書、海上保険証券等（申請書提出の三月の日の以降に発行されたものに限る。以下同じ。）の写し

ハ． 当該作業船にかかる固定資産税納税通知書の写し。

ニ． 当該作業船にかかる法定等検査合格証等の写し（別表3参照）但し、法定検査合格証の取得を要しない浚渫船にあっては、当該浚渫船の別表2の曳航用曳船にかかる別表4のいずれかの証書の写し。

(2) 個別書類

① リース保有の場合

イ． 当該作業船にかかるリース契約書（対象作業船名、契約期間、契約金額、支払い条件等リース契約内容が明記したもの。）の写し

なお、リース契約金額については、建設機械等器具損料算定表の供用損料から妥当な金額でなければならない。

ロ． 契約の相手方である会社の当該作業船にかかる登記簿謄本、若しくはその所有権を証する契約書、海上保険証券等の写し

ハ． リース料金の支払い状況（銀行振り込み通知書、支払い領収書等）を確認できる書面の写し

② 出資会社による保有の場合

イ． 当該作業船に係る出資会社の登記簿謄本、若しくはその所有権を証する契約書、海上保険証券等の写し

ロ． 出資会社への入札参加希望者の出資割合を証する書面又はその写し

6. 作業船保有確認証申請書の提出等

作業船保有確認証申請書は、以下により提出すること。

イ． 提出時期

入札を希望する年度の前年度1月15日から2月15日まで。（土、日曜日、休日は除く。）

ただし、郵送の場合は必着とし、必ず送着を確認すること。

ロ． 提出方法

郵送又は持参

ハ． 提出先

長崎県水産部漁港漁場課

郵便番号 850-8570

住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

電話 課直通 (095) 895-2858

7. 作業船保有確認証の交付

長崎県は、入札参加希望者が前2条により提出した作業船保有確認証交付申請書等により審査し、保有を確認できた場合は作業船保有確認証を交付する。

8. 作業船保有確認証の有効期間

作業船保有確認証の有効期間は、保有確認証の発行日の翌年度の4月1日から年度末日までの間で設定するものとし、最長1年間とする。但し、有効期間の始期及び終期については次のとおり取り扱う。

イ. 作業船保有開始日が1月1日以降の場合は、有効期間の始期を作業船保有開始日の三月経過した日とする。

ロ. リース保有で契約期間が年度途中に満了となる場合は、有効期間の終期をリース契約期間の満了日とする。

なお、作業船の売却等により、予め保有要件の変更が予定されている場合は保有要件消滅の日を有効期間の終期とする。

9. 保有要件の変更

作業船保有確認証の有効期間内に作業船の保有要件に変更が生じた場合は次のとおり取り扱う。

イ. 有効期間内に作業船保有確認証の対象である作業船の売却、リース契約解除又は契約終了、出資比率の50パーセント割れ等保有要件が滅失する場合は、保有要件変更の日の10日以前までに保有要件が滅失することを書面により提出しなければならない。

ロ. 有効期間内に作業船保有確認証の対象である作業船の種類、規格、リース契約期間等保有要件を変更する場合は、保有要件の変更日の30日以前の日から10日以前の日までの間に作業船保有確認証交付申請書（変更）を提出しなければならない。

ただし、保有要件変更の日以降に長崎県が発注する制限付き一般競争入札による海上工事への入札参加を希望しない者は、前記イによる。

ハ. 作業船保有確認証交付申請書（変更）が提出され、変更の内容が有効期間の延長にかかる場合は、再度申請した書類により審査確認し、8に定める有効期間の範囲内で作業船保有確認証を再交付する。

10. 虚偽記載書類の提出

一定の作業船の保有状況などの提出書類の記載内容に虚偽があった場合は、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領第3条の別表1の1号に該当するものとする。

11. その他

(1) 作業船保有確認証の交付を申請する者は、他の者が保有する作業船保有確認証の有効期間内にある作業船を対象に申請することはできない。

(2) 作業船保有確認証の交付を申請する者は、出資会社への直接出資のみを以て出資比率とし、これ以外を合算することはできない。

(3) 3-(2)の但し書きに規定する浚渫船にあつては、当該浚渫船と曳船の一体で一定の作業船として取り扱うものとし、(定義)の2-(3)、(一定の作業船の保有)の3、(作業船の保有の確認)の5, 8, 9については、当該浚渫船と曳船の双方に適用する。

但し、当該曳船についての登記簿謄本の写しは提出を要さない。

(4) 一定の作業船の保有に疑義が生じた場合、作業船保有確認証の交付を受けた者は、長崎県が行う立ち会い確認に応じなければならない。

(その他)

12. この要領に定める一定の作業船の保有にかかる事務取扱は、水産部漁港漁場整備課及び土木部港湾課とする。

13. 適用

平成16年7月1日以降に入札公告する入札から適用する。

14. 施行日

この要領は、平成16年5月14日から施行する。

別表 1

一定の作業船の種類、規格

作業船の種類	規 格	備 考
起重機船	50ト吊以上のクレーン付台船又は 50ト吊以上の旋回起重機船	同等以上の吊り能力を有する起重機船を含む。
浚渫船	2.5・以上のグラブ 浚渫船又は 1.0・以上のバ ックホ 浚渫船	同等以上の浚渫能力を有する浚渫機船を含む。
ミキサー船	バ ッチ式0.75・以上のミキサー船又は コンティニア式250型以上のミキサー船	同等以上の混合能力を有するミキサー船を含む。
フローティングドック	1300t積以上の積載能力を有するフローティ ングドック	

ただし、5 の但し書きに規定する浚渫船にあつては、当該浚渫船と曳船の一体で一定の作業船とする。

別表 2

浚渫船にかかる曳航時曳船の規格

浚渫船の種類	浚渫船の規格	曳船の規格
グラブ 浚渫船	2. 5・（普通地盤用）	鋼D 4 5 0 P S 以上
	5. 0・（普通地盤用）、3. 5・（硬土盤・岩盤用）	鋼D 6 0 0 P S 以上
	9. 0・（普通地盤用）、5. 5・（硬土盤・岩盤用）	鋼D 1 2 0 0 P S 以上
	1 5. 0・（普通地盤用）、7. 5・（硬土盤・岩盤用）	鋼D 1 5 0 0 P S 以上
	2 3. 0・（普通地盤用）、1 1. 5・（硬土盤用）	鋼D 2 0 0 0 P S 以上
バ ックホ 浚渫船	1. 0・	鋼D 3 0 0 P S 以上
	2. 0・	鋼D 3 5 0 P S 以上

別表 3

一定の作業船にかかる法定等検査

作業船の種類	法定等検査合格証等	発行元
起重機船	移動式クレーン検査証	労働基準局
フローティングドック	移動式クレーン検査証	労働基準局
ミキサー船	現地調査通知書	長崎県土木部建設企画課
浚渫船	なし 移動式クレーン検査証（同上の検査を受けているもの）	労働基準局

別表 4

浚渫船にかかる曳航時曳船の証書

証書の種類	発行元
船 舶 国 籍 証 書	地 方 運 輸 局
船 舶 検 査 証 書	日 本 小 型 船 舶 検 査 機 構

(様式第1号) (その1)

長崎県発注港湾漁港等海上工事に係る一定の
条件を備えた作業船保有確認証交付申請書

長 崎 県 知 事 様

平成 年 月 日

会 社 名 _____
住 所 _____
代表者名 _____

平成 年度の長崎県が発注する港湾漁港等の制限付き一般競争入札による海上工事の入札参加資格要件となる長崎県発注港湾漁港等海上工事に係る一定の条件を備えた作業船保有確認証の交付を願いたく、下記書類を添付して申請します。

なお、申請する書類の内容は事実と相違ありません。

記

1. 保有する一定の条件を備えた作業船の船名、種類、規格
2. 一定の条件を備えた作業船保有形態
(保有の形態を記載する。)
3. 添付書類
(添付する書類を記載する。)
(例 一定の条件を備えた作業船にかかる登記簿謄本 等)

(様式第1号) (その2)

長崎県発注港湾漁港等海上工事に係る一定の条件を備えた作業船保有確認証交付申請書 (変更)

長 崎 県 知 事 様

平成 年 月 日

会 社 名 _____
住 所 _____
代表者名 _____

平成 年 月 日付け 漁場第 号、 港第 号で交付されました長崎県発注港湾漁港等海上工事に係る一定の条件を備えた作業船保有確認証の保有要件が下記のとおり変更しますので、再交付を願いたく下記書類を添付して申請します。

なお、申請する書類の内容は事実と相違ありません。

記

1. 保有する一定の条件を備えた作業船の船名、種類、規格
2. 一定の条件を備えた作業船保有形態
(保有要件の変更の有無にかかわらず保有の形態を記載する。)
3. 添付書類
(保有要件の変更に関する書類を記載する。)
(例 一定の条件を備えた作業船にかかる登記簿謄本 等)

(様式第2号)

漁港 第 号
港 第 号
平成 年 月 日

長崎県発注港湾漁港等海上工事に係る
一定の条件を備えた作業船保有確認証

会 社 名
住 所
代表者名 様

長 崎 県 水産部 漁港漁場課長
長 崎 県 土 木 部 港 湾 課 長

平成 年 月 日付けで申請がありました長崎県が発注する港湾漁港等の制限付き一般競争入札による海上工事の入札参加資格要件となる一定の条件を備えた作業船保有について、申請書類に基づき審査した結果、その保有が確認されたので下記条件を付して交付します。

記

- 1 保有する一定の条件を備えた作業船の船名、種類、規格
船 名 : _____
種 類 : _____
規格・能力等 : _____
- 2 一定の条件を備えた作業船保有の確認の有効期間
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 3 一定の条件を備えた作業船保有形態
- 4 一定の条件を備えた作業船保有の確認の有効期間内に保有に係る要件が変更となる場合は、変更する日の30日以前から変更する日までに再申請すること。期限内に再申請がなされない場合は、この一定の条件を備えた作業船保有確認証による資格は消滅するものとします。
- 5 長崎県発注港湾漁港等海上工事に係る作業船保有確認申請書及び添付書類の記載内容に虚偽があった場合は、作業船保有の確認の有効期間内にあっても、この一定の条件を備えた作業船保有確認証による資格は消滅するものとします。